幹発23－019

 2024年4月4日

ライオンズクラブ会長　各位

ライオンズクラブ国際協会 333-C 地区

キャビネット幹事　 L 瀧本　和男

**ライオンズ必携第61版の訂正について**

前略　一般社団法人日本ライオンズより表題の件につきまして、下記の通り連絡が届きましたのでお知らせ致します。必携をご注文されたクラブは別紙「ライオンズ必携第61版正誤表（印刷・挟み込み用）」をご利用ください。

草々

|  |
| --- |
| 一般社団法人日本ライオンズ理事長　田名部智之会則委員会委員長　松本宰史ライオンズ必携第61版 掲載内容についての訂正とお詫び謹啓春陽の候、皆様におかれましてはライオニズムの昂揚に益々ご活躍のことと存じます。さて、今年度2月に刊行いたしました、ライオンズ必携第61版に掲載されております、P322 334複合地区ガバナー協議会構成内に記載がございます、栢森新治元国際理事のお名前および、複合地区会則 第1章第3条・第2章第14条・17条に誤りがありましたので、別紙の通り訂正いたします。皆さまには大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後の改善に努めてまいります。なお、日本ライオンズHP に掲載しておりますデータについては、訂正済の内容を掲載しております。謹白 |

同文写送信先： ゾーン・チェアパーソン

|  |  |
| --- | --- |
| **誤** | **正** |
| **P146****第1章　複合地区　第3条　構成**複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1 人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1 票の投票権を持つ。協議会議長は1年任期を1 期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。**P157****第2章　地区　第14条　キャビネット会議**(d)投票。投票する権利は、本地区会則第6条第 2 項で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。**P166****第2章　地区　第17条　キャビネット構成員** 削除済 **P322****334 複合地区ガバナー議長会構成** 栢本信治（元国際理事） | **P146****第1章　複合地区　第3条　メンバー** **複合地区は，別表 H の地区内において結成され，ライオンズクラブ国際協会の承認を受けたすべてのライオンズクラブから成る。****P157****第2章　地区　第14条　キャビネット会議**(d)投票。投票する権利は、**本複合地区会則第** **2 章地区第16 条 3 及び第 17 条第 1** で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。**P166****第2章　地区　第17条　キャビネット構成員** **1. ⒝の次に⒞下記を追加する。****◎ ⒞ その他地区ガバナーの任命する地区委員長（330・331・332・333・334・335・337 複合地区）。** **◎ ⒞ その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びにキャビネット副幹事・副会計（336 複合地区）。****P322****334複合地区ガバナー議長会構成**栢**森新**治（元国際理事） |

**ライオンズ必携第61版正誤表**